

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程第3条第16項に定める違反等の内容その他必要な事項の公表について

(平成30年度分)

No.	研究機関名	不正年度	不正使用額(円)	不正使用をした人数	不正の内容	研究機関が行った措置	交付制限
1	東京大学	平成23年度	926,000	1人	企業の代表者らと意を通じて、当該企業から親族が役員を務める会社に業務を再発注させる方法で、研究費の一部を還流していたもの。	懲戒解雇 刑事告訴	4年
2	群馬大学	平成23年度	695,191	1人	研究上の分析・解析・助言等の業務に要する経費を支弁するため、業者から研究用消耗品を購入した形にして、実際は当該業者から研究用消耗品は納品されず、費用だけ当該業者に支払ったもの。	停職2ヶ月	3年